

アクトワンリーガルレポート vol. 20 (15C6・2015/02/02)

〒104-0031 中央区京橋 2-6-16 エターナルビル 5F (TEL:3566-0901/FAX:3566-0902)

弁護士法人アクトワン法律事務所 無断複製・転写を禁じます。

テーマ : 日本版スチュワードシップ・コード(以下「SSC」)について

日本版スチュワードシップ・コードとは？

- (1) スチュワードシップ・コードとは、直訳すれば、受託者責任に関する行為規範、であり、一般的には機関投資家が投資先の株主総会にどう臨むべきか、に関する行動原則である、ということができる。
- (2) SSC については、2012年9月に英国企業財務報告評議会から株主行動に関する SSC が公表されており、我が国においても、2013年6月に閣議決定された「日本再興戦略」において機関投資家が受託者責任を果たすための戦略について検討することとされた。
- (3) その後、金融庁において「日本版 SSC に関する有識者会議」が設置され、パブリックコメントを経たうえで、2014年2月26日に日本版 SSC が公表された。以降、日本版 SSC 受け入れの表明が相次いでおり、同年12月末時点で175社の機関投資家が受け入れを表明している。なお、受け入れ投資家リストは、金融庁 HP において公開されている。

日本版 SSC の概要

- ① 機関投資家は、SSC 責任を果たすために明確な方針を策定し、公表すべきである。
- ② 機関投資家は SSC 責任を果たす上で管理すべき利益相反について、明確な方針を策定し、公表すべきである。
- ③ 機関投資家は、投資先の持続的成長に向けて SSC 責任を果たすために当該企業の状況を的確に把握すべきである。
- ④ 機関投資家は投資先企業との対話を通じて、投資先企業と認識の共有を賀張、問題の改善に努めるべきである。
- ⑤ 機関投資家は議決権行使及びその結果について、明確な方針を持ち、議決権行使の方針が投資先企業の持続的成長に資するものとなるよう工夫すべきである。
- ⑥ 機関投資家は、議決権の行使及び SSC 責任をどのように果たしているか、について顧客・受益者に対して定期的に報告すべきである。
- ⑦ 機関投資家は、投資先企業の持続的成長に資するよう、投資先企業との対話や SSC 活動に伴う判断を適切に行うための実力を備えるべきである。

総括

以上の日本版 SSC7 原則は、英国版 SSC と相当程度異なる部分もあり、今後の機関投資家の動向が注目される場所である。

上記問題についての詳細のお問い合わせは当事務所までお願いいたします。

なお、アクトワンリーガルレポート vol.21 は、「日本版 SSC について(続)」(15C7)の予定(2015/3 発行予定)としております。 以上